

860ISP サービス規約

第 1 条（接続サービスの定義）

「860ISP(ハチロクマルアイエスピー)」(以下、「本サービス」といいます)とは、エア・ウォーター北海道株式会社(以下、「弊社」といいます)が提供する「ハロー光」契約者向けのインターネット接続サービスをいいます。

第 2 条（会員）

- 1.「会員」とは、本規約を承諾のうえ、弊社所定の手続きに従い、自らの意思を持って本サービスの加入申込を行い、弊社がこれを承諾した方をいいます。
- 2.弊社は、前項の加入申込を承諾するにあたり支障があると判断した場合は、その加入申込をお断りする場合があります。
- 3.会員は、本サービスに会員登録をした時点で、本規約の内容をすべて承諾しているものとみなします。
- 4.加入申込の登録の際に提出した個人情報に対し、会員はその内容に関する責任を負うものとします。

第 3 条（本サービスの提供）

- 1.弊社は、会員に対して本サービスを利用できる権利を許諾し、本サービスのアクセス I D、パスワード（以下「I D 等」といいます）を発行し、本サービスを提供します。
- 2.前項の I D 等は、弊社が加入申込を承諾した際に指定するものとし、それ以外の I D 等を使用して本サービスを利用することはできません。
- 3.本サービスの提供基準日（ご契約日）は、弊社が加入申込を承諾後、別に定める利用開始日となります。その後の継続等手続きに際しても、この日が基準となります。ただし、ハロー光回線と同時に加入申込の場合は、提供基準日（ご契約日）をハロー光回線の利用開始日に準ずるものとする。
- 4.弊社は、会員に事前の通知を行うことなく、本サービスの内容および利用規定を追加・改廃することがあります。
- 5.弊社は、自己の判断に基づき会員の本サービスの利用制限を設定または変更することができるものとします。
- 6.弊社は、本サービスに係るシステムの保守点検および不測の事態により、会員に事前の通知をすることなく本サービスの提供を一時停止することがあります。

第 4 条（利用料金）

- 1.会員は、本サービスにおいて、弊社の定める料金を弊社が指定する方法で、所定の期日までに支払うものとします。
860ISP：月額 700 円[税抜]
- 2.弊社は、会員の承諾なく、前項の料金を変更することがあります。料金を変更した場合、利用料金は変更後の料金によりま
- 3.会員が通信機器等の設置に関する費用、ならびに本サービスを利用するために要するハロー光回線使用料等は、すべて会員の負担とします。

第 5 条（I D 等の管理）

- 1.会員は、弊社が発行した I D 等の管理責任を負うものとします。
- 2.会員は、I D 等を利用者以外の第三者に利用させることや、貸与、譲渡、売買、相続等をしてはならないものとします。
- 3.会員による I D 等の管理不十分、使用上の過誤または第三者の不正使用等に起因するすべての損害については会員が責任を持つものとします。4.会員は、自らの I D 等が第三者によって不正に使用されたことが判明した場合、直ちに弊社にその旨を連絡するものとします。

第 6 条（登録事項変更の届出）

1. 会員は、登録内容に変更があった場合、速やかに所定の手続きにより弊社へ届け出ていただくものとします。
2. 弊社は、前項の不履行により会員もしくは第三者が被ったいかなる損害についても責任を負わないものとします。また、その不履行により弊社からの通知が届かない、ないしは遅れた場合でも、弊社はその通知が会員へ通常到達すべき時期に到達したと見なすことができるものとします。

第 7 条（会員の情報提供）

1. 弊社が会員から得た個人情報は、弊社及び弊社の提携する企業からのサービスやキャンペーン等の各種案内に利用できるものとします。
2. 万一、会員から得た情報が不正確なものであった場合、適切なサービスの提供が困難となり、会員に不利益となるおそれがあります。

第 8 条（個人情報の取り扱い）

1. 弊社は、別途定める個人情報保護方針に則り個人情報を管理します。
2. 弊社は、法律上照会権限を有する者から、会員の情報に関して問い合わせや提供等を求められた場合には、これに応じることができるものとします。

第 9 条（権利の譲渡禁止）

会員は、本規約により定められた利用契約上の地位ないし権利を第三者に譲渡することはできません。

第 10 条（禁止事項）

1. 会員は、本サービスの利用にあたって以下の行為もしくはそれに該当するおそれのある行為を行わないものとします。
 - (1) 他の会員の I D 等を不正に使用する行為。
 - (2) 虚偽の情報を登録する行為。
 - (3) 他人を誹謗中傷したり、名誉もしくは信用を傷つけたりする行為。
 - (4) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像ないし文章等を送信または掲載する行為。
 - (5) 他の会員、第三者または弊社に迷惑、不利益を与える行為。
 - (6) 本サービス利用上で知り得た、弊社または第三者に不利益をもたらす情報を漏洩する行為。
 - (7) 弊社および第三者の知的財産権、財産権、著作権及びその他権利を侵害する行為。
 - (8) 公序良俗または法令に違反する行為および犯罪行為。
 - (9) 本サービスやハロー光回線に過剰な負荷をかける等、サービスの提供に支障をきたすおそれのある行為。
 - (10) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを使用または提供する行為。
 - (11) 受信者に無断で主に広告・宣伝やいたずらを目的として相当量のメールを送る行為。
 - (12) その他弊社が不適当と判断した行為。
2. 会員が第 1 項で禁止する行為を行った場合、その行為に関する責任は当該会員に帰属し、弊社では一切の責任を負わないものとします。
3. 会員が第 1 項で禁止する行為により弊社のサービスを運用停止またはそれに近い状態に至らせた場合、会員は、弊社がそれにより被る損害を賠償しなければなりません。

第 11 条（損害に対する賠償義務）

会員が本規約に違反する行為により弊社に損害を与えた場合、会員は、弊社にその損害を賠償しなければなりません。

第 12 条（免責）

1. 会員が本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスを利用することにより発生した一切の損害について、弊社はいかなる責任も負わないものとします。
2. 会員が本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスを利用することにより、他の会員または第三者に対して損害を与えた場合、当該会員はその損害を自己の責任と費用により解決するものとし、弊社は一切の損害について責任を負わないものとします。
3. 不測の事態等の止むを得ない理由により、本サービス提供の遅延、一時停止または中止、および情報の滅失または損壊等が発生した場合も弊社は責任を負わないものとします。
4. 弊社は、会員が使用するいかなる機器およびソフトウェアについて一切の動作保証は行わないものとします。
5. 会員以外が不正、あるいは登録したことにより発生した一切の損害について、弊社はいかなる責任も負わないものとします。

第 13 条（退会）

1. 会員は、弊社が別途定める手続きに従い本サービスの利用を終了することができるものとします。
2. 会員が第 4 条に定める利用料金に対して、その未払い金がある場合には、会員は退会時に弊社指定の方法によって、これを清算するものとします。

第 14 条（本サービス提供の中止および停止）

弊社は、本サービスを中止もしくは停止する際は、原則として事前に会員に通知いたします。ただし、会員が以下に該当する場合には、事前に通知することなく、直ちに当該契約に係る本サービスの提供を中止もしくは停止し、当該契約を解除することがあります。

1. 申込時の記載事項に虚偽の内容があった場合。
2. 会員が本規約または弊社が別に定める利用規定等に違反した場合。
3. その他、弊社が必要と認めた場合。

第 15 条（是正の要求）

弊社は、会員が本規約に違反したと認めた場合、その会員に対し、下記の措置もしくはその組み合わせの措置を講ずる場合があります。なお緊急を要する場合には、会員にその旨を事前に通知しないことがあります。

1. 他者との間で問題が発生した場合、解消に向けた協議を行うよう要求すること。
2. 本規約に違反する行為をやめるよう要求すること。
3. 本サービスを利用してインターネット上に公開した情報を削除するよう要求すること。
4. 事前に通知することなく、本サービスを停止すること。
5. 利用契約を解除すること。

第 16 条（紛争の解決）

1. 本サービスのご利用に関して、本規約、弊社が別に定める利用規定および弊社の指導により解決できない問題が生じた場合には、弊社と会員との間で双方誠意を持って話し合い、これを解決するものとします。
2. 本規約および本サービスの準拠法は日本法とし、ご利用に関して弊社と会員との間に係争が発生し、訴訟により解決する必要が生じた場合には、弊社の本社がある地域を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第 17 条（初期契約解除制度）

会員は、「開通のご案内」到着後 8 日後までは、書面（次頁参照）により無条件に本サービスを解除（以下「初期契約解除」といいます）できます。

ただし、書類の到着確認日は、「開通のご案内」の発送日から到着したと想定される日を 3 日間と定め、その日から 8 日後ま

でを初期契約解除期間とします。

- 1.初期契約解除の効力は会員が書面（下記参照）にて申し出た際に生じます。（消印有効）
- 2.初期契約解除を行った場合、会員は、弊社より損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。
- 3.初期契約解除を行った場合、会員が権利を行使して得た利益に相当する金額の支払いを請求することはありません。
ただし、キャンペーン適用外の工事費・別途費用・初期解除までに利用された料金については、会員に請求します。
- 4.初期契約解除を行った場合、契約解除に伴う工事が必要となる場合があります。

	0 6 0 — 0 0 0 3				
		エ ア ・ ウ ォ ー タ ー	北 3 条 西 1 丁 目 2 番 地	札 幌 市 中 央 区	
		エ ネ ル ギ ー 戦 略 部	北 海 道 株 式 会 社		
		行			

	電 話 番 号	お 客 さ ま 氏 名	お 客 さ ま ご 住 所	契 約 を 解 除 し ま す 。	右 記 日 付 の 8 6 0 I S P の 申 込 は 撤 回 し 、
				8 6 0 I S P	ご 契 約 日
				○ 月 ○ 日	○ 月 ○ 日
				開 通 の ご 案 内 受 領 日	

記載されている内容は 2020 年 10 月 1 日現在のものです。